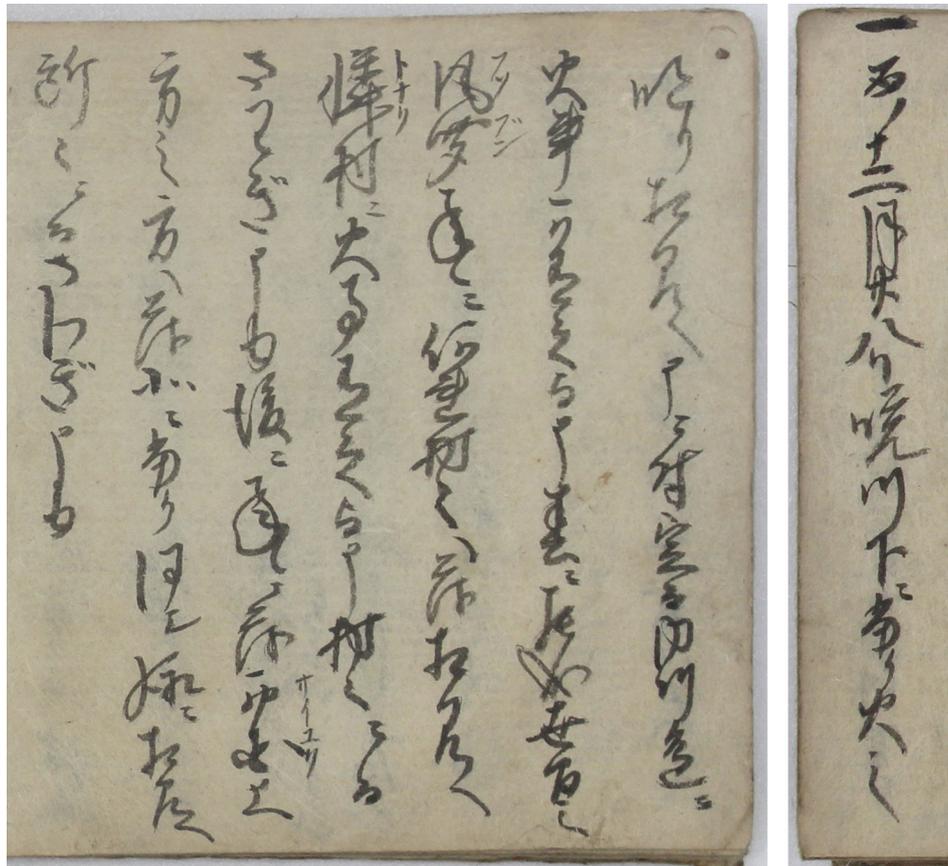


# 福島県史料情報

第67号 令和5年(2023)10月



「一代日記并萬覚書」(檜枝岐村文書 291)における享保14年の低緯度オーロラに関する記述

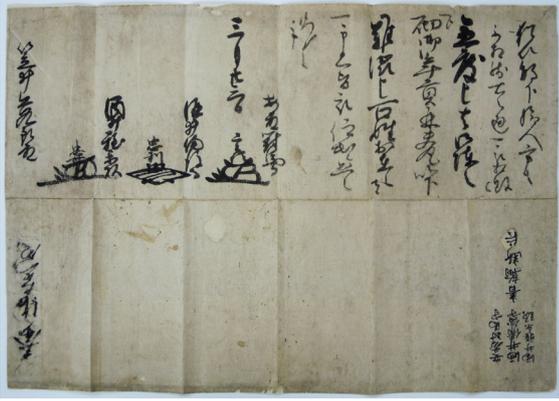
## 享保十四年のオーロラ出現の記録

太陽活動の活発化で、地球に大きな磁気嵐が発生すると、日本のような緯度の低い地域でもオーロラが現われることがある。「低緯度オーロラ」という現象で、極地の一般的なオーロラと異なり、空が赤色に染まる。古来オーロラを見た人々は、さまざまに赤い空の記述を残している。本稿では、江戸中期の火の明かりの記述を取り上げ、福島県域での低緯度オーロラの出現事例として示したい。

会津郡檜枝岐村の星縫殿右衛門の年代記「一代日記并萬覚書」(檜枝岐村文書二九一)には、享保十四年十二月二十八日(一七三〇年二月十五日)晩、縫殿右衛門は伊南川下流方面に「火之明り」を見た。その光景から、縫殿右衛門は内川(大桃村・小立岩村・耻風村など)周辺で火事が起きたと確信した。春になり世間の噂を耳にしたところ、当時この村でも火の明かりが見え、隣村で火事が発生したと騒ぎになっていたと聞かされる。その後、西国・上方での話を仄聞し、北の方角に同じような現象が見られ、各地で騒ぎになっていったという。

県外の史料に目を向けると、右と同日夜、青森・岩手・秋田・石川県域などで赤い光が目撃された。オーロラ研究の分野では、こうした文献や太陽活動の分析から、同日に低緯度オーロラが日本で観測されたとしている。その上で縫殿右衛門の記述をみると、表現に「火」を選び、周辺での火事発生と誤認した点は、他の地域でもみられる表現で、橙色や暗赤色のぼんやりとした光を目撃したのだろう。また、光の方角は檜枝岐村から北北東にあたり、オーロラ出現方向として適当である。畿内での目撃情報は、同様の現象が広く観測された可能性を示している。福島県域での享保十四年の低緯度オーロラの観測事例として研究の俎上に載せたい。(小野孝太郎)

大坂冬の陣と  
高野郡南郷の在地社会



(慶長 20 年) 3 月 23 日付江戸幕府年寄連署奉書  
(白石禎彦家文書 (その 1) 1)

慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原合戦を契機とした戦後処理の過程で、陸奥国高野郡南郷(現在の棚倉町・塙町・矢祭町・鮫川村・古殿町の一部)は、常陸国水戸佐竹義宣領から江戸幕府の直轄領となり、豊臣秀吉による天正十八年(一五九〇)の奥羽仕置以来続いていた在地支配体制は大きな転換期を迎えたのである。近世初期の南郷には、金や砂鉄などの鉱産資源に恵まれた八溝山地や阿武隈高地が含まれていた。また、南郷は久慈川や小田川に沿って水戸街道が縦貫しており、古くから

交通の要衝の地でもあった。当時の南郷は、大きく東通三ヶ村・中通三ヶ村・西通二ヶ村の三通りに分けられていた。

三月二十三日付江戸幕府年寄連署奉書には年号の記載がないが、署判している安藤重信・酒井忠利・酒井忠世の年寄在職時期から、慶長十六年から元和七年(一六二一)の間の文書であることが判明する。

宛所の笠井兵九郎は、慶長十一年四月から南郷の江戸幕府初期代官であった河西親秀で、もう一人の宛所である秦治右衛門は、南郷地域の塙地代官であった人物である。

幕府は、「去御陣」の際にぐずぐずして年貢納入や人夫役などを果たさなかった百姓層が南郷領内にいたなら幕府へ報告するとともに、この事をもれなく給人層へ周知して調査させなさいと河西親秀・秦治右衛門へ命じたのである。

慶長十六年から元和七年の間で「去御陣」と称されたのは、慶長十九年の大坂冬の陣のことであり、この文書は慶長二十年に比定されるのである。この年の三月十二日には、京都所司代板倉勝重より大坂方再挙の報が幕府方の駿府へもたらされていく。三月二十三日は大坂夏の陣に突入する直前であり、幕府は旧佐竹領での軍事動員が徹底されるよう引き締めたのである。(渡邊 智裕)

近世前期奥会津における  
会津暦の頒布



霜月 9 日付佐久山城守書状  
(河越卿家文書 (その 1) 931)

大沼郡桑原村(現三島町)の名主を務めた河越家に、会津暦に関する書状が伝わっている。会津暦は地方暦の一つで、近世中期には十万余部以上が作られ、福島県域及び周辺域に流通していた。その出版には、会津若松城の鎮守諏訪社の社家(笠原・佐久・諏方)と城下七日町の菊地庄左衛門が携わっていた。

を残す佐久家の当主である。宛所は「大谷万右衛門様」とあり、桑原村など十六ヶ村を統轄した大谷組郷頭の二瓶万右衛門を指している。

書状の主旨は、翌年の「辰之暦」の頒布に関するもので、暦三五〇巻を大谷・瀧谷・野尻の三組へ送ったので、その配当・頒布の差配を二瓶家に依頼している。この件は磯上庄左衛門にも話したとある。磯上は天和三年(一六八三)〜貞享五年(一六八八)に金山谷代官を務めた会津藩士を指すとみられ、大谷組などを統べる立場を鑑み、磯上へ話を通したと考えられる。また、暦をお見せしたいので、送った暦のうち一巻は二瓶家へ納めるとある。なお、暦の値段は一巻あたり十二文で頒布するよう述べている。

整理すると、磯上の代官在任期間、及び翌年の暦の干支が辰である点から、書状の作成年代は貞享四年と比定される。これにより、当時大谷・瀧谷・野尻の三組が、佐久家の出版した暦の頒布圏に組み込まれており、二瓶家が頒布を差配した事実が明確となる。他の地域でも二瓶家のように、暦の頒布を差配する人物がいたことは想像に難くない。頒布や頒布数の実態に加え、十一月には翌年の暦が流通していた点も明らかとなり、会津暦を理解する上で不可欠な史料であろう。(小野 孝太郎)

### 伊達郡藤田村に存在した「御竹林」

伊達郡藤田村(現国見町)の名主文書である国見町藤田区有文書(その一)の中に、「御竹林」に関する史料を複数確認することができる。

御竹林とは領主直轄の竹林で、いわゆる「御林」に広義的に含まれる。本稿では、藤田村を事例に、従来の研究で説明がほとんど進んでいない御竹林の実態における一端を示したい。なお、以下文章の山括弧+漢数字は、前掲史料群の請求番号を表している。

同村の御竹林は、字上滑沢(現字天王畑一)に存在した。面積は七反七畝四歩で、竹の本数は延享四年(一七四七)当時三七〇二四本だった(二〇八)。林の四方を田畑が囲んでおり(三八六)、村には独特な景観が広がっていたと想像される。

先述の通り御竹林は領主管轄林で、藤田村の場合は桑折代官(幕府)や一時仙台藩が所轄したが、実際の維持管理は「御竹林守」が担当した。村から一名選出され、出生竹・枯死竹の報告や竹・下草の盗伐監視などに従事した(三八四・二九七)。

御竹林から伐出された竹の用途は専ら建材や御普請用材で、目通り二(六寸廻りのもの)が使用された。

主な供出先は半田銀山で、これは同銀山が寛延二年(一七四九)以降幕府支配となって採鉱が活発化し、建材としての木材需要が高まったことに起因する。具体的な使用例として、買石町や四つ留口番所の建設に多用された(四二九・四四〇など)。

また、桑折陣屋の小舞・押鉢など建材(三八四)や、藤田村と同じく桑折代官支配にあった伊達崎村(現桑折町)の川除御普請用材(四三三)としても活用された。なお、竹の伐出と河岸までの運搬は、代官所からの賃銭と引き換えに村が請け負う仕組みとなっていた(三九八)。

以上のように、藤田村の御竹林は厳格に管理され、そこで確保される竹は領主的あるいは地域的な用材需要を満たしていたのである。しかし、天然更新を大幅に上回る伐出によつて竹数は減少の一途を辿り、安永八年(一七七九)に御竹林はその姿を消した(四一三)。(片村峰雪)



御竹林藪之図(部分、国見町藤田区有文書(その1) 386)

### 明治時代の県会選挙

廃藩置県によつて地方における広域行政の基礎単位となった府県に議会(府県会)が設置されたのは、一般的には明治十二年(一八七九)とされる。しかし、福島県では、その前年に独自の議会(民会)が開設されている。県内の区会議員による投票によつて選出された六八名の議員が、県政の課題について議論をした。

明治十二年からは他府県と同じく府県会規則に基づく県会となり、その郡区内に本籍を持つ二十歳以上で五円以上の地租を納める者を有権者として改めて選挙が行なわれ、六二名の議員が誕生する。

以後、地方制度上の府県の位置づけの変遷に伴つて選挙制度も変化していく。ただ、明治時代を通じて、選挙権・被選挙権ともに性別と年齢・財産による制限があったことは共通しており、政治への参加の機会の一部の人々に限られていた。しかし、それでも、地域の代表としての県会議員が担う役割は大きく、選挙は民意に基づき県政の行く末を占う重要な政治的祝祭であった。

それだけに選挙戦は熾烈を極め、時に干渉や不正行為も行なわれたが、要となる投票については厳格

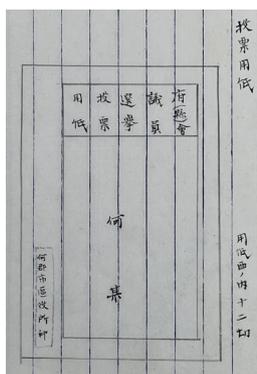
な手順が定められている。

明治三十六年の例規によると、投票の開始にあたり、まず投票所管理者が立会人に対して「投票函ヲ開キ其空虚ナルコト」を示し、立会人の卓上に設置する。ちなみに、投票函は衆議院議員選挙と同じものを使用することと決められていた。

ついで、有権者が「確定裁決書若ハ判決書」を持つて来場し、所定の投票用紙を用いて投票をする。ただ、立会人の「議決」によつては、投票を拒否される場合もあった。

投票が終了すると、町村内の投票函が集められ、開票作業が始まる。「選挙長」(引用者註:郡長または市長)ハ(書記ヲシテ)投票ニ記載アル氏名ヲ朗読シ「中略」投票ヲ得タル各選挙人ノ得点ヲ点数簿ニ記入させ、最多得票者が当選者となる(同数の場合は年長者、生年月まで同じ場合は抽選)。

最終的に、これら投票に関する記録は選挙区ごとに「選挙録」としてまとめられ、県の永年保存文書として管理された。(山田英明)



規程例選舉員會議郡會(明治・大正期)福島県庁文書 625

福島民報と  
福島民友新聞の論戦

福島民報と福島民友新聞は、本県を代表する二大新聞である。全県紙が現在も複数発行されている都道府県は珍しく、両紙の良きライバル関係は地方における報道の理想形とも言える。

しかし、歴史を振り返ると、その関係は必ずしも円満なものではなかった。たとえば、明治四十二年(一九〇九)三月十三日付の福島民友新聞には、「民報紙の大愚論」と題された記事が掲載されている。挑発的な見出しは、前日の福島民報の「民友紙の愚論」という記事を受けてのことであろう。

内容は、神谷村(現いわき市)の保安林解除問題をめぐるので、解除派の福島民友新聞は維持派の福島民報に対して、次のような皮肉を浴びせている。

解除に反対するものそれ自身も良心では由なき反対を為すもの哉と心密かに恥じ居るならん然るを民報子が一度で止せば可きものを又も長々しく述べ立てらるゝとは扱ても自分の党派の爲めに忠義なるもの哉

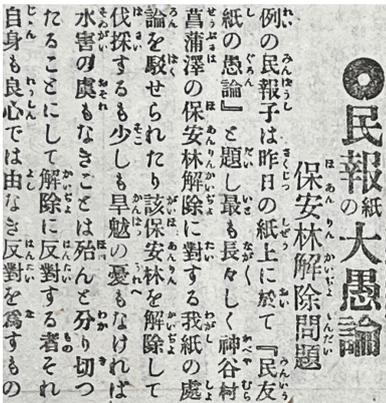
今日の見地ではジャーナリズムは不偏不党を旨とすべきであるが、こ

の当時、新聞は政党の代弁者でもあった。

そもそも福島民報は明治二十五年に河野広中を中心とする自由党福島支部の機関紙として誕生し、福島民友新聞もまた、自由党を脱党した河野らの新たな媒体として明治三十二年に創刊されている。つまり、両紙は誕生時より強い政治性を有し、互いを批判し合うことを宿命づけられていたのである。

しかも複雑なことに、福島民報が属した立憲政友会陣営は全国的には多数派であるが、福島県では河野広中の人気に押されて少数派に甘んじていた。そのため、福島民報は河野派である福島民友新聞を批判することで劣勢を挽回しようと目論み、対する福島民友新聞も真つ向から反駁をする。

政争と結びついた両紙の論戦は、しばしば報道の域を越え、ときに感情的なものとなった。(山田 英明)



福島民友新聞  
(朝倉一郎家文書 823)

令和五年度行事予定  
(令和五年十月〜令和六年三月)

一、展示公開

収蔵資料展「空を眺めてー江戸・明治時代の天文・大気現象などー」

江戸・明治時代の天文・大気現象を主なテーマとして取り上げ、当時のふくしまの人々が観望した日食・彗星や、偶然目撃した流星・暈・幻日・オーロラの記録などを展示します。十月二日(月)に六割以上展示替えを行い、現在は後期展示となっています。

【会期】開催中〜十一月二十六日(日)まで

【解説会】十一月五日(日)午後一時三十分から五十分程度

収蔵資料展「新公開史料展」

『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十四集に収録された、東白川郡塙町ゆかりの「菊池田夫家文書(その二)」「白石禎彦家文書(その二)」「秦太一郎家文書(その二)」、矢祭町ゆかりの「藤井二郎家文書(その二)」のなかから特徴的な古文書や絵図等を展示します。

【会期】十二月十六日(土)〜三月二十四日(日)

歴史資料館移動展「ふくしまの暦と元号―会津暦と私年号を中心に―」  
太陽暦の採用から一五〇年経つこ

とにちなみ、「時」にまつわる資料を紹介します。江戸時代に広域に頒布された地方暦「会津暦」や、朝廷が定めた公年号(元号)とは別に、庶民の間で使われた「私年号」に関する古文書など、ふくしまゆかりの資料を取り上げます。

【会期】開催中〜十一月一日(水)まで

【会場】福島県立図書館展示コーナー

二、資料閲覧について

閲覧用機材の消毒作業や閲覧資料の状態確認のため、前日の午後四時までに電話で予約された方の資料閲覧を最優先とします。詳細や最新の情報はHPでご確認願います。

三、X(旧Twitter)の開設

この度、X公式アカウントを開設しました。展示や催事などの情報を随時発信していきます。お気軽にフォローください。

福島県史料情報  
第67号 令和5年10月25日  
編集・発行  
公益財団法人 福島県文化振興財団  
福島県歴史資料館  
〒960-8116 福島市春日町5-54  
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195  
URL <https://www.fcp.or.jp/history/>  
E-mail [history@fcp.or.jp](mailto:history@fcp.or.jp)